



第62回

定時株主総会 招集ご通知



開催日時

2022年6月24日（金曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

開催場所

石川県小松市土居原町710番地
石川県こまつ芸術劇場うらら
2階 小ホール

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役8名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

コマニー株式会社

※開催場所が昨年と異なりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違いないようご注意ください。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、ご来場の場合は、本株主総会開催日の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスクの着用などの感染対策にご配慮いただきますようお願い申し上げます。また、株主総会会場におきまして、感染予防のための措置を講じる場合がございますので、ご協力くださいますようお願い申し上げます。なお、今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、下記ウェブサイトにおきましてお知らせいたします。

<https://www.comany.co.jp/ir/stockdata/meeting/>

※株主総会にご来場の株主様へのお土産は取り止めてさせていただきます。

株主の皆様へ

株主の皆様におかれましては、平素より格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

当社第62回定時株主総会を2022年6月24日（金曜日）に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。

当社は「企業は世の中の幸福に貢献するために存在すべきである」を信念に、関わりを持つすべての人が幸福になる事業運営を目指して活動しております。2021年度は新型コロナウイルス感染症が引き続き人々の暮らしや企業活動に影響をもたらしましたが、当社はこれまで培ってきた技術力を駆使し、オフィス市場を中心にパーティションのもつ特性を活かし、企業におけるテレワーク推進やオンライン業務の積極活用など多様な働き方に対するオフィス空間づくりに合わせた商品やサービスの提案などに重点を置き活動してまいりました。特に個室空間で集中して働くことのできるデスク付き個人ワークブース「Remote cabin（リモートキャビン）」は、コロナ禍の働く環境において好調に推移しております。

私たちは空間を創造するプロフェッショナルとして、「間（ま）づくりとはすぐれた間の生成である」と定義し、「間づくり」により人々の日常をいかに輝かせることができるかを追求しております。そして、人の心と行動に大きく影響を与える時空間の創造こそが、私たちの大きな役割であると考えています。

私たちにとってもっとも嬉しいことは、思いを込めてつくりあげた空間で人々がいきいきと輝くことです。「すべての人が光り輝く人生を送るために、より良く働き、より良く学び、より良く生きるための持続可能な環境づくり、人づくり」を目指して、私たちコマニーはこれまで培ってきた技術力を駆使し、未来へ向かって人々が光り輝ける社会づくりの一翼を担えるよう、グループ丸となって努力してまいります。

代表取締役 社長執行役員 塚本 健太



コマニー理念

社是

- 一、我等の精神は人道と友愛である
- 一、我等の生活は共存共栄の中に成り立つべきである
- 一、我等の使命は社会に貢献すべきである
- 一、我等は知識を高め技術を磨き絶えず前進すべきである
- 一、我等は余暇を楽しみより豊かで幸福な人生を送るべきである

経営の理念

しあわせ
全従業員の物心両面の幸福を
追求すると同時に、人類、
社会の進歩発展に貢献する

目 次

■ 第62回定時株主総会招集ご通知	3	■ 監査報告書	31
議決権行使についてのご案内	4	連結計算書類に係る	
■ 事業報告	5	会計監査人の監査報告書 謄本	31
1. 企業集団の現況に関する事項	5	会計監査人の監査報告書 謄本	34
2. 会社の株式に関する事項	12	監査役会の監査報告書 謄本	37
3. 会社役員に関する事項	14	■ 株主総会参考書類	39
4. 会社の役員等賠償責任保険契約に関する事項	20	第1号議案	
5. 会計監査人の状況	20	剰余金の処分の件	39
■ 連結計算書類	22	第2号議案	
連結貸借対照表	22	定款一部変更の件	40
連結損益計算書	23	第3号議案	
連結株主資本等変動計算書	24	取締役8名選任の件	42
■ 計算書類	26	第4号議案	
貸借対照表	26	補欠監査役1名選任の件	52
損益計算書	27		
株主資本等変動計算書	28		

(証券コード 7945)

2022 年 6 月 9 日

株 主 各 位

石川県小松市工業団地一丁目93番地

コマニ株式会社

代 表 取 締 役
社 長 執 行 役 員

塚 本 健 太

第62回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第62回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、ご来場の場合は、本株主総会開催日の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスクの着用などの感染対策にご配慮いただきますようお願い申し上げます。

なお、当日のご出席に代わって、書面による議決権行使の方法もございますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月23日（木曜日）営業時間終了の時（午後5時00分）までに到着するようにご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月24日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時）

2. 場 所 石川県小松市土居原町710番地
石川県こまつ芸術劇場うらら 2階 小ホール

※本年は開催場所を変更しております。末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第62期（2021年4月1日から
2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第62期（2021年4月1日から
2022年3月31日まで）計算書類報告の件

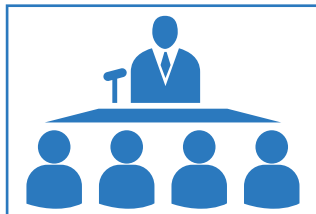
- 決議事項**
- 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役8名選任の件
 - 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様が当社の経営にご参加いただくための重要な権利です。株主総会参考書類をご参照のうえ、議決権をご行使いただきますようお願い申し上げます。議決権の行使方法には以下の2つの方法がございます。

株主総会にご出席いただく場合

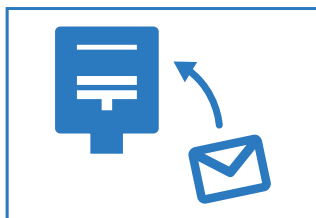


同封の議決権行使書用紙を切り離さずにそのまま会場受付へご提出ください。

* 代理人としてご出席いただける方は議決権を有する他の株主様1名のみとし、会場受付にて代理権を証明する書面の提出が必要となりますのでご了承ください。

株主総会開催日時 2022年6月24日(金曜日)午前10時

書面による議決権行使の場合



同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご記入いただき、ご返送ください。

行使期限 2022年6月23日(木曜日)午後5時00分到着分まで

ご注意事項

- 当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。
- 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要」、連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、下記の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知添付書類には記載していません。なお、監査役が監査した事業報告、監査役及び会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類は、本株主総会招集ご通知添付書類に記載の各書類のほか、下記の当社ウェブサイトに掲載の事項となります。
- 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト <https://www.comany.co.jp/ir/stockdata/meeting/>

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症に対するワクチン接種も進み、各種政策の効果や海外経済の改善もあって持ち直しの動きもみられましたが、原材料の価格高騰や新たな変異株による感染再拡大、さらにはウクライナ情勢の緊迫による政治、経済への影響など、先行き不透明な状況が続いております。

パーティション市場におきましては、そのような厳しい経済環境のもと、オフィス市場を中心に新たな働き方に伴う空間の見直しなど、コロナ禍における新たな空間づくりの需要もあり回復傾向で推移しました。

このような状況のもと、当社グループは2022年3月期を初年度とした中期経営計画を策定し、「すべての人が光り輝く人生を送るために、より良く働き、より良く学び、より良く生きるための持続可能な環境づくり、人づくりに貢献する」企業を目指し事業運営に取り組んでおります。

当連結会計年度における営業活動といたしましては、オフィス市場を中心にパーティションのもつ特性を活かし、企業におけるテレワーク推進やオンライン業務の積極活用など多様な働き方に対するオフィス空間づくりに合わせた商品やサービスの提案などに重点をおき活動しました。特に個室空間で集中して働くことのできるデスク付き個人ワークブース「Remote cabin (リモートキャビン)」は、コロナ禍の働く環境において好調に推移しております。また、工場市場においては製造業の設備投資が回復傾向となったことや、医療・福祉市場、学校市場においても設計段階から当社商品を推薦していただく設計織込活動の成果もあり、受注が好調に推移しました。その結果、売上高は323億59百万円（前連結会計年度比12.3%増）となりました。なお、売上高には収益認識に関する会計基準等の適用による増加分17億79百万円を含んでおります。

損益面につきましては、売上高の増加に加え、製造や物流、施工における合理化にも取り組みましたが、原材料の価格高騰や物流費など様々なコストが上昇し続けていることが影響し、売上総利益は86億5百万円（前連結会計年度比8.6%増）、売上総利益率は26.6%（前連結会計年度比0.9ポイント減）となりました。販売費及び一般管理費につきましては、増収に伴う営業活動の経費が増加したものの、オンラインの活用や業務の効率改善など固定費の削減に取り組み、69億10百万円（前連結会計年度比1.9%増）となりました。

その結果、営業利益は16億95百万円（前連結会計年度比48.9%増）、経常利益は17億36百万円（前連結会計年度比29.1%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は10億70百万円（前連結会計年度比21.7%増）となりました。

当連結会計年度の市場別売上高、受注高及び受注残高は次のとおりであります。

市場	売上高		受注高		受注残高	
	金額	前連結会計年度比	金額	前連結会計年度比	金額	前連結会計年度比
	百万円	%	百万円	%	百万円	%
オフィス	15,654	124.6	14,924	111.1	2,837	75.4
工場	6,877	103.0	8,399	133.0	2,973	188.9
医療・福祉	4,344	94.3	4,515	104.3	2,876	91.4
学校	2,491	109.2	2,478	109.9	821	91.2
その他	2,989	111.7	3,268	109.5	1,757	112.1
合計	32,359	112.3	33,585	114.6	11,267	102.9

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資等の総額は11億8百万円で、その主なものは当社の生産設備であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度は、社債または新株式の発行等による資金調達は行っておりません。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、わが国における新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない状況や、ウクライナ情勢の緊迫による政治、経済への影響など、景気の先行きは不透明な状況が続くものと予想されます。

パーティション市場におきましては、新たな事業機会としてテレワークの定着や働き方の多様化によるオフィスワーカーの働く環境の変化などもあり、引き続き感染症対策も含めた新たな商品やサービスの提案が求められると考えています。一方、原材料の価格高騰や物流費といった様々なコストの上昇や為替相場の影響などから、経済活動の縮小による企業の設備投資の減少なども懸念されます。

このような状況のもと、当社グループは「企業は世の中の幸福に貢献するために存在すべきである」という確固たる信念のもと、厳しい経済環境においても収益を確保できる体質づくりに重点をおいて取り組んでまいります。大きく変化するパーティション市場においても安定した売上高を確保するために、全社の横連携を強化することで、営業、技術、製造、施工部門など全社一丸でお客様の真の要望にスピード良くお応えし、顧客の拡大と拡充を図ってまいります。また、ダイバーシティ&インクルージョンの推進により従業員の働きがい向上を図るとともに、新たなイノベーションにつなげることで、市場の変化に対して新たな商品やサービスをスピード良く展開し、価値創造に努めてまいります。

損益面につきましては、様々なコストの上昇に対して、お客様に当社商品の付加価値をしっかりと訴求することで、昨年12月より実施している価格改定など売価への還元にも取り組んでまいります。また、製造や施工、物流における合理化を推進するとともに、業務プロセスの見直しやIT活用による生産性向上にも積極的に取り組み、利益確保を最重点に置いて業務に邁進いたします。

(5) 財産及び損益の状況

区 分	第 59 期 (2018.4.1～ 2019.3.31)	第 60 期 (2019.4.1～ 2020.3.31)	第 61 期 (2020.4.1～ 2021.3.31)	第 62 期 (当連結会計年度) (2021.4.1～ 2022.3.31)
売 上 高 (百万円)	34,292	32,485	28,812	32,359
経 常 利 益 (百万円)	1,341	1,566	1,345	1,736
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	335	711	880	1,070
1 株当たり当期純利益 (円)	37.67	79.93	98.83	120.10
総 資 産 (百万円)	34,528	32,533	37,098	37,405
純 資 産 (百万円)	22,324	22,482	23,331	24,059

- (注) 1. 当連結会計年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第62期の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。
2. 物件及び施工管理、図面作成に係る費用の会計処理について、第62期に会計方針を変更したことに伴い、第61期の数値については遡及適用後の数値を記載しております。
3. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
4. 1株当たり当期純利益を算定するための普通株式の期中平均株式数について、株式報酬制度に係る信託が保有する当社株式の数を控除しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
ク ラ ス タ ー 株 式 会 社	498百万円	100.0%	木製パーティション、木製建具の製造
南 京 捷 林 格 建 材 有 限 公 司	米ドル 200千	100.0%	パーティションの作図
格満林国際貿易（上海）有限公司	米ドル 300千	100.0%	部品の調達

- (注) 1. 連結子会社は3社であります。連結売上高は323億59百万円（前連結会計年度比12.3%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は10億70百万円（前連結会計年度比21.7%増）となりました。
2. 南京捷林格建材有限公司及び格満林国際貿易（上海）有限公司の決算日は、12月31日であります。
3. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。
4. 持分法適用会社であったホワイト・トランスポート株式会社は、2022年3月31日付で保有していた全株式を売却したため、持分法適用の範囲から除外しております。

(7) 主要な事業内容

当社グループの主要な事業内容は、パーティション（間仕切り）の開発、設計、製造、販売及び施工並びにパーティション関連の内装工事、建具工事であります。

(8) 主要な拠点等

① 当社

名 称	所 在 地
本 社	石川県小松市工業団地一丁目93番地
本 部	東 京 営 業 本 部 (東京都千代田区)
	特 販 営 業 本 部 (東京都千代田区)
	東 日 本 営 業 本 部 (神奈川県横浜市)
	西 日 本 営 業 本 部 (大阪府大阪市)
工 場	本 社 工 場 (石川県小松市)
	埼 玉 工 場 (埼玉県比企郡)

② 子会社

名 称	所 在 地
ク ラ ス タ ー 株 式 会 社	石川県能美市
南 京 捷 林 格 建 材 有 限 公 司	中華人民共和国南京市
格満林国際貿易（上海）有限公司	中華人民共和国上海市

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員数

従業員数	前連結会計年度末比増減
1,205名	47名減

(注) 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員であります。

② 当社の従業員数

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,059名	43名減	41.2歳	16.8年

(注) 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員であります。

(10) 主要な借入先 (2022年3月31日現在)

借入会社	借入先	借入残高
当 社	株式会社北陸銀行	1,950
	株式会社北國銀行	1,300

百万円

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 36,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 9,924,075株 (自己株式787,538株を含む。)
- (3) 株主数 2,727名

(4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	株	%
株式会社コマツコーサン	923,300	10.10
コマニー共栄会	835,738	9.14
コマニー従業員持株会	693,822	7.59
株式会社北陸銀行	444,002	4.85
吉田 敏夫	265,500	2.90
株式会社北國銀行	260,000	2.84
木村 直子	223,296	2.44
塚本 幹雄	217,500	2.38
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	215,948	2.36
白栄 隆司	210,600	2.30

- (注) 1. 当社は、自己株式787,538株を保有しておりますが、上記の大株主から除いております。なお、自己株式には、株式報酬制度導入に伴う信託財産として株式会社日本カストディ銀行 (信託口) が保有する当社株式215,948株を含んでおりません。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

区分	株式の種類及び数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く。）	当社普通株式 4,688株	1名
社外取締役	—	—
監査役	—	—

(6) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2022年3月31日現在）

氏 名	地 位	担当、重要な兼職の状況
塚 本 幹 雄	代 表 取 締 役 会 長 執 行 役 員	
塚 本 健 太	代 表 取 締 役 社 長 執 行 役 員	
篠 崎 幸 造	取 締 役 専 務 執 行 役 員	経営管理統括本部長
東 木 太 志	取 締 役 常 務 執 行 役 員	営業統括本部長 兼 東京営業本部長
塚 本 直 之	取 締 役 常 務 執 行 役 員	経営企画開発統括本部長 兼 研究開発本部長
吉 村 美 紀	取 締 役	S D G パートナース有限公司取締役 石光商事株式会社社外取締役 株式会社 S D G インパクト取締役
大久保 制 宇	取 締 役	
北 村 秀 晃	常 勤 監 査 役	
元 田 雅 博	常 勤 監 査 役	
松 垣 哲 夫	監 査 役	
鎌 田 竜 彦	監 査 役	鎌田公認会計士事務所代表 合同会社 T K M マネジメント代表社員 株式会社プラネット社外監査役 株式会社リアルゲイト社外取締役 T r i V a l u e 株式会社非常勤監査役 株式会社レジデンシャル不動産社外監査役

- (注) 1. 取締役 吉村美紀、大久保制宇の両氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役 松垣哲夫、鎌田竜彦の両氏は、社外監査役であります。
 3. 常勤監査役 北村秀晃氏は、長年にわたる経理業務の経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

4. 監査役 松垣哲夫氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役 鎌田竜彦氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 当社は、取締役 大久保制宇及び監査役 松垣哲夫、鎌田竜彦の3氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、東京証券取引所に届け出ております。
7. 2021年6月24日開催の第61回定時株主総会において、大久保制宇氏は取締役に選任され、就任いたしました。
8. 2021年6月24日開催の第61回定時株主総会終結の時をもって、取締役 堀口勝弘、中川俊一の両氏は任期満了により退任いたしました。
9. 取締役 伊地知隆彦氏は、2022年1月28日をもって辞任により退任いたしました。なお、当該取締役の退任時の地位及び担当は社外取締役であります。
10. 当事業年度末日後に、以下の取締役の担当の異動がありました。

氏 名	異 動 後	異 動 前	異動年月日
篠 崎 幸 造	取 締 役 専 務 執 行 役 員 経 理 統 括 本 部 長	取 締 役 専 務 執 行 役 員 経 営 管 理 統 括 本 部 長	2022年4月1日

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は全ての社外取締役及び監査役と、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、全ての社外取締役及び監査役ともに会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

(i) 基本方針

当社の取締役の報酬等は、取締役が継続的かつ中長期的な業績向上への意欲を高め、当社グループの企業価値の増大への貢献意識を高めるよう、当社の業績、経営環境等を考慮のうえ、各取締役の役位等に応じて決定することを基本方針としております。

社外取締役を除く取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、短期の業績連動報酬としての役員賞与および中長期インセンティブ報酬としての業績連動報酬の株式報酬により構成され、業務執行から独立した立場である社外取締役の報酬は、基本報酬のみで構成されております。

(ii) 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、当社の業績等に応じて、建設関連上場会社や北陸地方の上場会社の役員報酬額の水準との比較を行い妥当性を検証し、総合的に勘案して決定しております。

(iii) 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

短期の業績連動報酬である役員賞与（金銭報酬）は、毎期の業績に連動して每期支払うものであり、当該年度の財務業績及び各役員ごとの業績、前年度の業績に対する増減、E S Gなど非財務情報への貢献度等も総合的に勘案して決定しております。なお、役員賞与に係る財務業績指標は、連結売上高・連結営業利益目標額の達成率および前年度の連結売上高・連結営業利益額からの伸長率であり、当該指標を選択した理由は、本業における財務業績を報酬に反映するのが明瞭と考えるからであります。なお、当事業年度における連結売上高目標額の達成率106.1%、連結営業利益目標額の達成率113.0%、連結売上高の前事業年度からの伸長率112.3%及び連結営業利益額の前事業年度からの伸長率148.9%であります。

中長期の業績連動報酬の株式報酬（非金銭報酬）については、每期、各役位毎に設定したポイントを連結営業利益率の実績に応じて付与し、各役員の退任時に累積したポイントを株式に換算して交付します。なお、株式報酬に係る財務業績指標は、連結営業利益率であり、実績に応じて係数が変動します。当該指標を選択した理由は、本業における財務実績を報酬に反映するのが明瞭と考えるからであります。なお、当事業年度における連結営業利益率は5.3%であり、係数は0.5となりました。

(iv) 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

社外取締役を除く取締役の種類別の報酬額および報酬割合については、報酬諮問委員会において、建設関連上場会社および北陸地方の上場会社の役員報酬額や調査会社発表の上場会社などの報酬割合と比較を行い、当社の役員報酬額の水準について妥当性を検証しております。

なお、社外取締役を除く取締役の報酬等の種類ごとの比率の目安は、基本報酬：役員賞与：株式報酬＝60：25：15としております（達成率100%の場合）。

② 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社の役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針の決定は、代表取締役会長執行役員、代表取締役社長執行役員、社外取締役で構成する報酬諮問委員会の答申をもとに取締役会で決定しますが、役員の個人別配分は、報酬諮問委員会の審議をもとに代表取締役社長執行役員塚本健太氏に再一任し、決定しております。代表取締役社長執行役員に当該権限を委任した理由は、当社の業績、経営環境等を総合的に勘案し各取締役の担当領域や職責の評価を行うには代表取締役社長執行役員が適していると判断したからです。また、当該権限が代表取締役社長執行役員によって適切に行使されるよう、報酬諮問委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討等を行っており、当該手続きを経て代表取締役社長執行役員により取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該決定方針に沿うものであると判断しております。

③ 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、1991年6月27日開催の第31回定時株主総会において年額2億50百万円以内と決議されております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は14名です。また、当該金銭報酬とは別枠で、2016年6月28日開催の第56回定時株主総会において株式報酬制度を決議されており、取締役（社外取締役を除く）の株式報酬制度で拠出する金銭の上限は3年間（2020年3月末日で終了する事業年度から2022年3月末日で終了する事業年度までの3年間とし、信託期間の延長が行われた場合には、以降の各3年間）で1億65百万円です。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名です。

監査役の金銭報酬の額は、2007年6月26日開催の第47回定時株主総会において年額60百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等 (役員賞与)	業績連動報酬等 (株式報酬)	
取締役 (うち社外取締役)	213 (24)	146 (24)	52 (一)	15 (一)	10 (4)
監査役 (うち社外監査役)	38 (13)	38 (13)	—	—	4 (2)

- (注) 1. 株式報酬は、株式報酬制度による取締役（社外取締役を除く6名）に対する当事業年度の引当金繰入額であります。
2. 上記のほか、取締役（社外取締役を除く4名）に対し使用人兼務取締役の使用人給与相当額62百万円を支払っております。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

- ・社外取締役吉村美紀氏は、SDGパートナーズ有限会社取締役を兼務しております。なお、当社とSDGパートナーズ有限会社との間にコンサルタント等の取引関係がありますが、その取引額は当社グループの連結売上高の1%未満であり、僅少であります。
- ・社外取締役吉村美紀氏は、石光商事株式会社社外取締役及び株式会社SDGインパクト取締役を兼務しておりますが、当社と両社との間に記載すべき重要な取引関係はありません。
- ・社外取締役伊地知隆彦氏は、長瀬産業株式会社社外取締役を兼務しておりましたが、当社と同社との間に記載すべき重要な取引関係はありません。
- ・社外監査役鎌田竜彦氏は、鎌田公認会計士事務所代表、合同会社TKMマネジメント代表社員、株式会社プラネット社外監査役、株式会社リアルゲイト社外取締役、Trivalue株式会社非常勤監査役、株式会社レジデンシャル不動産社外監査役を兼務しておりますが、当社とそれらの会社との間に記載すべき重要な取引関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

氏 名	地 位	出席状況		主 な 活 動 状 況
		取締役会	監査役会	
吉 村 美 紀	社外取締役	17回中17回	—	主にダイバーシティ、サステナビリティやSDGsの豊富な知識・経験を踏まえ、積極的に質問・発言を行っております。また、期待される役割に基づき、客観的な立場から会社の業績等の評価を行うなど、経営陣の監督に務めております。
伊地知隆彦	社外取締役	14回中13回	—	主に他社での経営者や監査役としての豊富な知識・経験から発言を行っておりました。また、期待される役割に基づき役員等の報酬等を審議する報酬諮問委員会及び役員等の人事等を審議する指名諮問委員会の委員を務め、独立した客観的な立場から会社の業績等の評価を行うなど、経営陣の監督に務めておりました。
大久保制宇	社外取締役	13回中13回	—	主に他社での法務、総務、人事部門責任者としての豊富な知識・経験から発言を行なっております。また、期待される役割に基づき役員等の報酬等を審議する報酬諮問委員会及び役員等の人事等を審議する指名諮問委員会の委員を務めており、独立した客観的な立場から会社の業績等の評価を行うなど、経営陣の監督に務めております。
松 垣 哲 夫	社外監査役	17回中17回	18回中18回	主に金融機関における法務、財務、企画部門を担当し、他社の取締役や監査役としての豊富な知識・経験から取締役会及び監査役会において発言を行っております。
鎌 田 竜 彦	社外監査役	17回中17回	18回中18回	主に公認会計士としての専門的知見および監査法人で長年企業会計に関する豊富な知識・経験から取締役会及び監査役会において発言を行っております。

- (注) 1. 社外取締役大久保制宇氏は、2021年6月24日開催の第61回定時株主総会にて取締役に選任されており、就任後に開催された取締役会への出席状況を記載しております。
2. 社外取締役伊地知隆彦氏は、2022年1月28日に退任するまでに開催された取締役会の出席状況を記載しております。

4. 会社の役員等賠償責任保険契約に関する事項

(1) 被保険者の範囲

当社及び当社子会社の取締役及び監査役並びに当社及び当社子会社の管理職従業員

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、上記の被保険者の職務の執行につき、保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求及び公的機関による調査に起因して生じた防御費用及び損害賠償金・和解金を当該保険契約により填補することとしております。また、主に被保険者の故意による法令違反や犯罪行為等や身体障害又は財物損壊、保険開始前に既に生じている損害賠償請求等に関連する損害賠償請求等、役員等賠償責任保険契約が役員等に過度なインセンティブとならないよう、一定の免責事由があります。なお、役員等に対する免責金額の設定はなく、当該契約の保険料は全額当社が負担しております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	35百万円
② 当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	35百万円

- (注) 1. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうか、過年度の監査計画の実績の状況等とも比較検証し、その報酬等の金額は相当であると判断し、同意いたしました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないため、上記①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。

(3) 子会社の監査に関する事項

当社の子会社である南京捷林格建材有限公司及び格満林国際貿易（上海）有限公司は、当社の会計監査人以外の監査法人による監査を受けております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社定款においては、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定めております。

なお、現時点では会計監査人との間で責任限定契約を締結しておりません。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、監査役会が定める会計監査人の評価に関する基準に基づき、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められた場合に、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(注) 本事業報告の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	25,687	流 動 負 債	6,999
現 金 及 び 預 金	12,326	買 掛 金	2,483
受取手形、売掛金及び契約資産	12,023	短 期 借 入 金	1,000
商 品 及 び 製 品	432	未 払 法 人 税 等	393
仕 掛 品	157	工 事 損 失 引 当 金	8
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	507	賞 与 引 当 金	926
そ の 他	257	役 員 賞 与 引 当 金	55
貸 倒 引 当 金	△18	そ の 他	2,132
固 定 資 産	11,717	固 定 負 債	6,346
有 形 固 定 資 産	7,687	長 期 借 入 金	2,250
建 物 及 び 構 築 物	2,083	リ ー ス 債 務	159
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	2,034	再評価に係る繰延税金負債	331
土 地	3,359	退 職 給 付 に 係 る 負 債	3,174
建 設 仮 勘 定	9	役 員 株 式 給 付 引 当 金	129
そ の 他	201	そ の 他	302
無 形 固 定 資 産	626	負 債 合 計	13,346
ソ フ ト ウ エ ア	464	純 資 産 の 部	
ソフトウエア仮勘定	160	株 主 資 本	23,439
そ の 他	1	資 本 金	7,121
投資その他の資産	3,403	資 本 剰 余 金	7,607
投 資 有 価 証 券	1,539	利 益 剰 余 金	9,816
長 期 貸 付 金	17	自 己 株 式	△1,104
繰 延 税 金 資 産	1,263	その他の包括利益累計額	619
退 職 給 付 に 係 る 資 産	44	その他有価証券評価差額金	66
そ の 他	572	土 地 再 評 価 差 額 金	481
貸 倒 引 当 金	△34	為 替 換 算 調 整 勘 定	23
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	47
資 産 合 計	37,405	純 資 産 合 計	24,059
		負 債 純 資 産 合 計	37,405

連結損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		32,359
売上原価		23,753
売上総利益		8,605
販売費及び一般管理費		6,910
営業利益		1,695
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	20	
売電収入	28	
受取賃料	9	
その他の	26	84
営業外費用		
支払利息	6	
為替差損	6	
減価償却費	12	
支払手数料	6	
持分法による投資損失	0	
その他の	10	43
経常利益		1,736
特別利益		
固定資産売却益	0	
投資有価証券売却益	1	
関係会社株式売却益	0	2
特別損失		
固定資産除却損	7	
固定資産売却損	6	
投資有価証券評価損	56	70
税金等調整前当期純利益		1,668
法人税、住民税及び事業税	448	
法人税等調整額	149	598
当期純利益		1,070
親会社株主に帰属する当期純利益		1,070

連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	7,121	7,607	9,107	△1,127	22,709
会計方針の変更による 累積的影響額			18		18
遡及処理後の当期首残高	7,121	7,607	9,126	△1,127	22,728
会計方針の変更による 累積的影響額			121		121
会計方針の変更を反映した 当期首残高	7,121	7,607	9,247	△1,127	22,849
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△502		△502
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,070		1,070
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分				22	22
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	－	－	568	22	590
当 期 末 残 高	7,121	7,607	9,816	△1,104	23,439

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額					純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
当 期 首 残 高	55	481	2	63	603	23,312
会計方針の変更による 累積的影響額						18
遡及処理後の当期首残高	55	481	2	63	603	23,331
会計方針の変更による 累積的影響額						121
会計方針の変更を反映した 当期首残高	55	481	2	63	603	23,452
当 期 変 動 額						
剰余金の配当						△502
親会社株主に帰属する 当期純利益						1,070
自己株式の取得						△0
自己株式の処分						22
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	10	－	20	△15	15	15
当 期 変 動 額 合 計	10	－	20	△15	15	606
当 期 末 残 高	66	481	23	47	619	24,059

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	24,979	流動負債	6,905
現金及び預金	11,698	買掛金	2,611
受取手形	3,449	1年内返済予定の長期借入金	1,000
売掛金	6,300	未払金	758
契約資産	2,256	未払費用	717
商品及び製品	435	一時預め金	40
仕掛品	155	未払法人税等	378
原材料及び貯蔵品	433	未払法人税等	113
前渡金	69	引当金	40
前払費用	105	引当金	8
その他金	92	引当金	874
貸倒引当金	△18	引当金	52
固定資産	11,629	固定負債	6,299
有形固定資産	7,119	長期借入金	2,250
建物	1,706	長期借入金	232
構築物	105	リース負債	159
機械及び装置	1,709	再評価に係る繰延税金負債	331
車両運搬具	10	退職給付引当金	3,127
工具、器具及び備品	183	役員株式給付引当金	129
土地	3,161	その他	70
リース資産	229	負債合計	13,205
建設仮勘定	9	純資産の部	22,855
その他金	4	株主資本	7,121
無形固定資産	617	資本剰余金	7,607
ソフトウェア	456	資本剰余金	7,412
ソフトウェア仮勘定	160	資本剰余金	194
その他金	0	利益剰余金	9,231
投資その他の資産	3,891	利益剰余金	498
投資有価証券	1,539	利益剰余金	8,733
関係会社株式	550	配当準備	120
出資金	20	特別償却準備	30
従業員に対する長期貸付金	17	固定資産圧縮積立金	29
長期前払費用	8	別途積立金	7,000
繰延税金資産	1,245	繰越利益剰余金	1,553
敷金及び保証金	406	自己株式	△1,104
その他金	135	評価・換算差額等	547
貸倒引当金	△34	その他有価証券評価差額金	66
資産合計	36,608	土地再評価差額金	481
		純資産合計	23,403
		負債純資産合計	36,608

損 益 計 算 書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		32,355
売 上 原 価		24,034
売 上 総 利 益		8,321
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		6,673
営 業 利 益		1,647
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金	86	
売 電 収 入	28	
受 取 賃 貸 料	15	
そ の 他	39	169
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	6	
為 替 差 損	32	
減 価 償 却 費	12	
支 払 手 数 料	6	
そ の 他	10	69
経 常 利 益		1,747
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	0	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	1	1
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	6	
固 定 資 産 売 却 損	6	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	56	70
税 引 前 当 期 純 利 益		1,679
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	428	
法 人 税 等 調 整 額	157	585
当 期 純 利 益		1,093

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資本金	資 本 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当 期 首 残 高	7,121	7,412	194	7,607
会計方針の変更による 累積的影響額				
遡及処理後の当期首残高	7,121	7,412	194	7,607
会計方針の変更による 累積的影響額				
会計方針の変更を反映した 当期首残高	7,121	7,412	194	7,607
当 期 変 動 額				
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分				
特別償却準備金の取崩				
固定資産圧縮積立金の取崩				
別途積立金の積立				
株主資本以外の項目の当期 変動額(純額)				
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—
当 期 末 残 高	7,121	7,412	194	7,607

(単位：百万円)

	株 主 資 本								
	利 益 剰 余 金							自己株式	株主資本 合計
	利益 準備金	その他利益剰余金					利益 剰余金 合計		
		配当準備 積立金	特別償却 準備金	固定資産 圧縮 積立金	別途 積立金	繰越利益 剰余金			
当 期 首 残 高	498	120	34	38	6,400	1,415	8,506	△1,127	22,108
会計方針の変更による 累積的影響額						18	18		18
遡及処理後の当期首残高	498	120	34	38	6,400	1,434	8,525	△1,127	22,127
会計方針の変更による 累積的影響額						114	114		114
会計方針の変更を反映した 当期首残高	498	120	34	38	6,400	1,549	8,640	△1,127	22,242
当 期 変 動 額									
剰余金の配当						△502	△502		△502
当期純利益						1,093	1,093		1,093
自己株式の取得								△0	△0
自己株式の処分								22	22
特別償却準備金の取崩			△4			4	－		－
固定資産圧縮積立金の取崩				△9		9	－		－
別途積立金の積立					600	△600	－		－
株主資本以外の項目の当期 変動額(純額)									
当 期 変 動 額 合 計	－	－	△4	△9	600	4	590	22	613
当 期 末 残 高	498	120	30	29	7,000	1,553	9,231	△1,104	22,855

(単位：百万円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合 計	
当 期 首 残 高	55	481	537	22,645
会計方針の変更による 累積的影響額				18
遡及処理後の当期首残高	55	481	537	22,664
会計方針の変更による 累積的影響額				114
会計方針の変更を反映した 当期首残高	55	481	537	22,779
当 期 変 動 額				
剰余金の配当				△502
当期純利益				1,093
自己株式の取得				△0
自己株式の処分				22
特別償却準備金の取崩				－
固定資産圧縮積立金の取崩				－
別途積立金の積立				－
株主資本以外の項目の当期 変動額(純額)	10		10	10
当 期 変 動 額 合 計	10	－	10	623
当 期 末 残 高	66	481	547	23,403

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月17日

コマニー株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

北陸事務所

指定有限責任社員 公認会計士 高 野 浩一郎
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 野 尻 健 一
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、コマニー株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、コマニー株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

連結注記表の重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2022年5月10日開催の取締役会において、マネジメント・バイアウトの一環として行われる株式会社コマツコーサンによる会社の発行済普通株式に対する公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、会社の株主に対して、本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2022年5月17日

コマニー株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

北陸事務所

指定有限責任社員 公認会計士 高 野 浩一郎
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 野 尻 健 一
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、コマニー株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第62期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

個別注記表の重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2022年5月10日開催の取締役会において、マネジメント・バイアウトの一環として行われる株式会社コマツコーサンによる会社の発行済普通株式に対する公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、会社の株主に対して、本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第62期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、2021年7月30日開催の監査役会に於いて、監査方針、監査計画、職務の分担等を決議しました。また、監査役会を毎月定期的に開催し、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受け、監査役間で意見交換を行うほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議・委員会に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、社外取締役とは定期的に意見交換を行い、重要な決裁書類・契約書等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査役会が定めた「内部統制システムに係る監査の実施基準」に準拠し、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月20日

コマニー株式会社 監査役会

常勤監査役	北 村 秀 晃	印
常勤監査役	元 田 雅 博	印
社外監査役	松 垣 哲 夫	印
社外監査役	鎌 田 竜 彦	印

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主に対する利益還元を経営上の最重要課題の一つと考えており、連結業績を考慮した上で、安定配当の維持を基本方針としております。内部留保資金につきましては、新商品の研究開発や最新技術を導入する設備投資など、企業価値向上に向けた今後の成長戦略への投資に活用することとしております。

当期の期末配当につきましては、財務状況や通期の業績等を総合的に勘案したうえで、株主の皆様のご支援にお応えするため、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金25円

総額 228,413,425円

なお、中間配当金として1株につき25円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株につき50円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月27日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 当社事業の現状に即して実施予定のない事業目的を削除するとともに、今後の事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）を変更するものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
 - ① 変更案第17条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
 - ② 変更案第17条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
 - ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第17条）は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

定款変更の内容は、次のとおりであります。

(下線 は変更箇所を示しております。)

現行定款（抜粋）	変更案
（目的）	（目的）
第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
1.	1.
（条文省略）	（現行どおり）
8.	8.
9. 損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務	（削除）
10.（条文省略）	9.（現行10号どおり）
11.（条文省略）	10.（現行11号どおり）
12.（条文省略）	11.（現行12号どおり）
13.（条文省略）	12.（現行13号どおり）
（新設）	13. 医療用・介護用・産業用機械器具、その他機械器具の製造、販売、保守
14.（条文省略）	14.（現行どおり）

現行定款（抜粋）	変更案
第3条～第16条（条文省略） <u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u> 第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。 （新設） （新設） 第18条～第48条（条文省略） （新設） （新設） （新設）	第3条～第16条（現行どおり） （削除） <u>（電子提供措置等）</u> 第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 ② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。 第18条～第48条（現行どおり） <u>（附則）</u> 1. 定款第17条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。 2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。 3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

第3号議案 取締役8名選任の件

当社の取締役は、2021年6月24日開催の当社定時株主総会において選任いただいた8名のうち、伊地知隆彦氏は本年1月28日付けで辞任し、他の7名全員は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、社外取締役3名を含む取締役8名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名	現在の地位及び担当
1	塚本 幹雄 再任	代表取締役 会長執行役員
2	塚本 健太 再任	代表取締役 社長執行役員
3	東木 太志 再任	取締役 常務執行役員 営業統括本部長 兼 東京営業本部長
4	塚本 直之 再任	取締役 常務執行役員 経営企画開発統括本部長 兼 研究開発本部長
5	田中 克政 新任	常務執行役員 総務統括本部長
6	大久保 制宇 再任 社外 独立	社外取締役
7	黒木 潤子 新任 社外 独立	
8	榊原 健郎 新任 社外 独立	

候補者
番 号

1

つかもと みきお
塚本 幹雄

(1951年3月18日生)

再任

■ 所有する当社の株式数 217,500株

■ 略歴、地位及び担当

1973年 4 月 当社入社
1980年 2 月 当社取締役
1980年 8 月 当社常務取締役
1982年 7 月 当社専務取締役
1984年 3 月 当社代表取締役専務
1987年 6 月 当社代表取締役副社長
1988年 10月 当社代表取締役社長
2005年 6 月 当社代表取締役社長 社長執行役員
2014年 6 月 当社代表取締役 社長執行役員
2019年 6 月 当社代表取締役 会長執行役員（現任）

● 取締役候補者とした理由

長年にわたる当社および当社グループにおける経営者として、経営理念の実践による強いリーダーシップを発揮し当社グループを牽引してまいりました。また、豊富な経験と高い知見に基づき、事業成長と企業業績向上に向けた経営戦略の実現を図るとともに、当社グループ全体の監督を適切に行うため、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。

候補者
番 号 2

つかもと けん た
塚本 健太

(1978年9月17日生)

再任

- 所有する当社の株式数 51,400株
- 略歴、地位及び担当

2009年 5 月 当社入社
2010年 4 月 当社経営管理部責任者
2011年 6 月 当社取締役
当社執行役員
2011年 7 月 当社管理本部副本部長
当社H P C推進室部責任者
2012年 4 月 当社管理統括本部副本部長
2012年 6 月 当社常務執行役員
当社管理統括本部長
2015年 6 月 当社営業統括本部長
2016年 6 月 当社事業統括本部長
2017年 6 月 当社専務執行役員
2019年 6 月 当社代表取締役 社長執行役員（現任）

● 取締役候補者とした理由

当社の営業部門、経営管理部門、経営理念の浸透を図る人材育成等をこれまで担当しており、その幅広い職務の経験と高い知見に基づき、事業成長と企業業績向上に向けた経営戦略の実現を図るとともに、当社グループ全体の監督を適切に行うため、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。

候補者
番号 3

ひがしき たかし
東木 太志

(1965年10月19日生)

再任

■ 所有する当社の株式数 5,400株

■ 略歴、地位及び担当

1988年 4 月 当社入社

2005年 4 月 当社西日本支社副支社長

2008年 7 月 当社西日本営業本部副本部長

2013年 7 月 当社東海営業本部長

2017年 4 月 当社関西営業本部長

2018年 6 月 当社執行役員

2019年 1 月 当社営業統括本部副統括本部長

当社東京営業本部長（現任）

2019年 6 月 当社常務執行役員（現任）

当社営業統括本部長（現任）

2020年 6 月 当社取締役（現任）

● 取締役候補者とした理由

当社の各エリアの営業部門等をこれまで担当し、業績に対する分析力、販売戦略に優れており、その豊富な営業経験を活かし、事業成長と企業業績向上に向けた経営戦略の実現を図るため、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。

候補者
番号

4

つかもと

なおゆき

塚本 直之

(1981年10月23日生)

再任

■ 所有する当社の株式数 39,200株

■ 略歴、地位及び担当

2007年 6 月 当社入社
2010年 4 月 当社製造管理部担当課長
2011年 7 月 当社製造管理部製造企画課責任者
2013年 1 月 当社経営企画部責任者
2015年 6 月 当社執行役員
当社管理本部長
2016年 4 月 当社経営企画本部長
2018年 6 月 当社常務執行役員（現任）
2019年 1 月 当社東南アジア事業部長
2020年 4 月 当社研究開発本部長（現任）
2020年 6 月 当社取締役（現任）
2021年 4 月 当社経営企画開発統括本部長（現任）

● 取締役候補者とした理由

当社の製造管理や経営企画部門および経営理念の浸透を図る人材育成をこれまで担当し、経営に対する分析力に優れており、その職務の経験を活かし、事業成長と企業業績向上に向けた経営戦略の実現を図るため、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。

候補者
番号

5

た な か かつまさ

田中 克政

(1968年4月28日生)

新任

■ 所有する当社の株式数 2,900株

■ 略歴、地位及び担当

1991年 4 月 当社入社

2000年 4 月 当社情報システム部推進課責任者

2007年 4 月 当社経営企画部副責任者

2012年 4 月 当社人事部人材開発課責任者

2013年 4 月 当社人事部人事課責任者

2015年 6 月 当社人事部責任者

2019年 6 月 当社執行役員

2020年 6 月 当社総務統括本部長（現任）

当社常務執行役員（現任）

● 取締役候補者とした理由

当社の人事、経営企画、総務、法務部門や、リスク管理業務をこれまで担当しており、その幅広い経験と高い知見に基づき、事業成長と企業業績向上に向けた経営戦略の実現を図るため、同氏を取締役候補者としたしました。

候補者
番 号 6

おおくぼ せいう

大久保 制宇

(1955年5月13日生)

再任

社外

独立

■ 所有する当社の株式数 200株

■ 略歴、地位及び担当

1978年 4 月 富士紡績(株) (現 富士紡ホールディングス(株)) 入社

2006年 5 月 柳井化学工業(株)取締役

2009年 2 月 富士紡ホールディングス(株)法務部長

2014年 4 月 同社執行役員法務部長兼コンプライアンス委員長

2014年 6 月 同社取締役上席執行役員 法務部、内部監査室、総務部、人事部
担当兼コンプライアンス委員長2017年 7 月 同社常務執行役員 法務・人事・総務・内部監査担当兼コンプラ
イアンス委員長

2018年 7 月 同社上席顧問 法務・人事・総務担当

2019年 7 月 同社顧問 法務・総務 担当

2021年 6 月 当社社外取締役 (現任)

● 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

長年にわたり他社の法務、総務、人事部門の責任者として法務業務などに携わり、豊富な経験と高い知見を有しております。取締役会の意思決定に対する助言や監督など社外取締役の職務を適切に遂行することができ、当社の経営の透明性と客観性の向上に向けた有効な意見をいただけるものと判断し、同氏を引き続き社外取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 大久保制宇氏は、社外取締役候補者であります。
2. 大久保制宇氏が当社の社外取締役に就任してからの年数は、本定時株主総会終結の時をもって1年となります。
3. 大久保制宇氏は、当社が定める社外役員の独立性に関する基準の要件を充たし、東京証券取引所が定める独立性の要件を充たしているため、同氏が取締役に再任され就任した場合には、引き続き独立役員として東京証券取引所に届け出る予定であります。なお、当社の定める社外役員の独立性に関する基準は、当社ウェブサイト (<https://www.comany.co.jp/ir/management/governance/>) に掲載しております。
4. 大久保制宇氏との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令の定める限度額に限定する契約を締結しております。同氏が取締役に再任され就任した場合には、当社と同氏との間で当該契約を継続する予定であります。

候補者
番 号 7

く ろ き じゅんこ
黒木 潤子

(1968年9月22日生)

新任

社外

独立

■ 所有する当社の株式数 0株

■ 略歴、地位及び担当

1991年 4 月 国際電信電話(株) (現KDDI(株)) 入社

2000年 12月 Adecco Personnel Hong Kong (現 Adecco Hong Kong & Macau) 入社

2007年 2 月 (株)リクルートエグゼクティブエージェント 入社

2010年 12月 ハイドリック&ストラグルズジャパン合同会社 入社

2014年 10月 (株)インター・ビュー代表取締役社長 (現任)

■ 重要な兼職の状況

(株)インター・ビュー代表取締役社長

● 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

他社の企業広報の経験、人材紹介、コンサルティング業務、ダイバーシティ推進等に関する活動経験など幅広い経験と深い知識を有しており、客観的・専門的な視点から当社の経営へ有用な助言をいただくことで、当社におけるダイバーシティ&インクルージョンの実現に向けた活動の推進に寄与いただけるものと判断し、同氏を社外取締役候補者といたしました。

(注) 1. 黒木潤子氏は、社外取締役候補者であります。

2. 黒木潤子氏は、当社が定める社外役員の独立性に関する基準の要件を充たし、東京証券取引所が定める独立性の要件を充たしているため、同氏が取締役に選任され就任した場合には、独立役員として東京証券取引所に届け出る予定であります。なお、当社の定める社外役員の独立性に関する基準は、当社ウェブサイト (<https://www.comany.co.jp/ir/management/governance/>) に掲載しております。

3. 当社は取締役 (業務執行取締役等であるものを除く。) との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令の定める限度額に限定する契約を締結できることを定めております。黒木潤子氏が取締役に選任され就任した場合には、当社と同氏との間で当該契約を締結する予定であります。

■ 所有する当社の株式数 0株

■ 略歴、地位及び担当

1983年 4 月 ライオン(株)入社

2002年 9 月 榊原健郎税理士事務所代表 (現任)

2010年 1 月 ライオン(株)執行役員 ヘルスケア事業本部長

2012年 1 月 同社執行役員 ライオン商事(株)代表取締役社長

2016年 1 月 同社執行役員 社長付

2016年 3 月 同社取締役、執行役員、リスク統括管理担当、経営企画部、
経理部、お客様センター、薬事・品質保証部、法務部担当

2017年 3 月 同社取締役、上席執行役員、リスク統括管理担当、経営戦略本部
分担、お客様センター、薬事・品質保証部、法務部担当

2020年 1 月 同社取締役、上席執行役員、リスク統括管理担当、経営企画部、
経理部、お客様センター、信頼性保証部、法務部担当

2022年 3 月 同社アドバイザー (現任)

■ 重要な兼職の状況

榊原健郎税理士事務所代表

● 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

長年にわたり他社の業務執行取締役として、リスク管理、経営企画、経理、品質管理、法務業
務に携わり、さらに他社子会社の経営者としての豊富な経験と高い知見を有しております。取
締役会の意思決定に対する助言や監督など社外取締役の職務を適切に遂行することができ、当
社の経営の透明性と客観性の向上に向けた有効な意見をいただけるものと判断し、同氏を社外
取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 榊原健郎氏は、社外取締役候補者であります。
2. 榊原健郎氏は、当社が定める社外役員の独立性に関する基準の要件を充たし、東京証券取引所が定
める独立性の要件を充たしているため、同氏が取締役に選任され就任した場合には、独立役員とし
て東京証券取引所に届け出る予定であります。なお、当社の定める社外役員の独立性に関する基準
は、当社ウェブサイト (<https://www.comany.co.jp/ir/management/governance/>) に掲載し
ております。
3. 当社は取締役 (業務執行取締役等であるものを除く。) との間で、会社法第427条第 1 項及び定款
の規定に基づき、同法第423条第 1 項の損害賠償責任を法令の定める限度額に限定する契約を締結
できることを定めております。榊原健郎氏が取締役に選任され就任した場合には、当社と同氏との
間で当該契約を締結する予定であります。

【取締役候補者に関する特記事項】

(当社との特別の利害関係)

各取締役候補者と当社との間に、特別の利害関係はありません。

(取締役候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約の内容の概要)

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者の職務の執行につき、保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求及び公的機関による調査に起因して生じた防御費用及び損害賠償金・和解金を当該保険契約により填補することとしております。全ての取締役候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることになります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

2018年6月26日開催の第58回定時株主総会において補欠監査役に選任された河村貴雄氏の選任の効力は、本総会の開始の時までとされておりますので、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、改めて補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。本議案による選任の効力は、定款の規定により本決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

かわむら た か お
河村 貴雄

(1950年11月2日生)

- 所有する当社の株式数 0株
- 略歴及び重要な兼職の状況
 - 1973年 4 月 三輪公認会計士事務所入所
 - 1988年 11月 トータルマネジメント研究所所長
 - 1989年 1 月 河村会計事務所所長
 - 2006年 3 月 (株)ジョイフル社外監査役（現任）
 - 2015年 8 月 (株)トータルマネジメント代表取締役（現任）
税理士法人河村会計代表社員（現任）

● 補欠の社外監査役候補者とした理由

長年にわたり他社の監査役としての豊富な知識・経験や税理士としての専門的な見識を、監査役に就任された場合に当社の監査に反映していただくため、同氏を補欠の社外監査役候補者といたしました。

- (注) 1. 河村貴雄氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。
2. 河村貴雄氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 河村貴雄氏は、当社が定める社外役員の独立性に関する基準の要件を充たし、東京証券取引所が定める独立性の要件を充たしているため、同氏が監査役に就任された場合には、独立役員として東京証券取引所に届け出る予定であります。なお、当社の定める社外役員の独立性に関する基準は、当社ウェブサイト (<https://www.comany.co.jp/ir/management/governance/>) に掲載しております。
4. 当社は、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令の定める限度額に限定する契約を締結できることを定めております。河村貴雄氏が監査役に就任した場合、当社と同氏との間で当該契約を締結する予定であります。
5. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者の職務の執行につき、保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求及び公的機関による調査に起因して生じた防御費用及び損害賠償金・和解金を当該保険契約により填補することとしております。河村貴雄氏が監査役に就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

以 上

〈メ 毛 欄〉

[illegible]

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

株主総会 会場 ご案内図

○ 会 場

石川県小松市土居原町710番地

石川県こまつ芸術劇場うらら 2階 小ホール

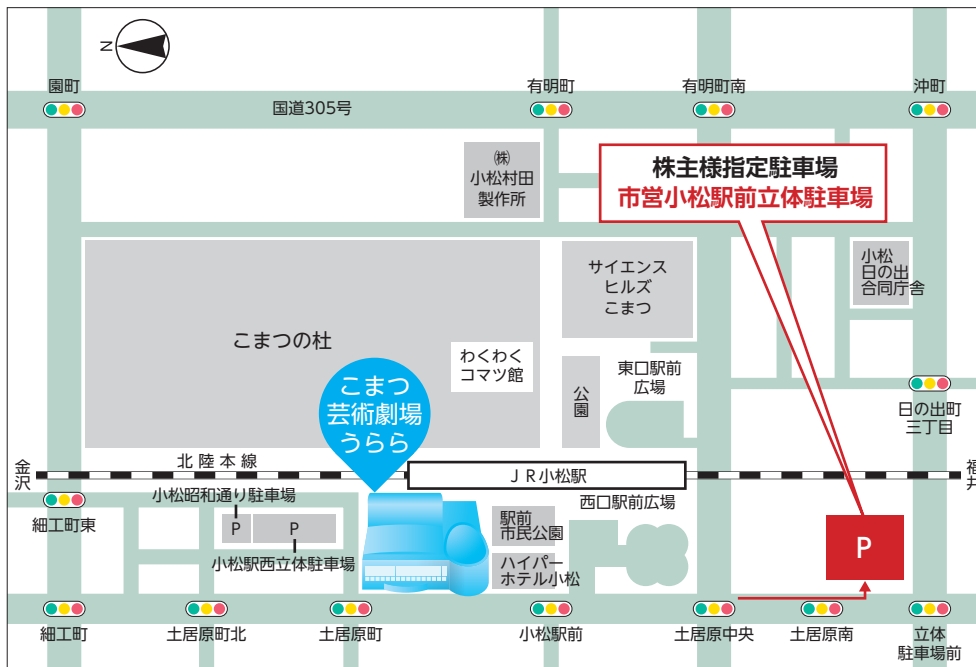
※開催場所が昨年と異なりますので、お間違いのないようご注意ください。

○ 交 通

JR北陸線ご利用の場合 ▶ JR小松駅から徒歩約1分

北陸自動車道ご利用の場合 ▶ 小松ICから車で約10分

飛行機ご利用の場合 ▶ 小松空港から小松駅行きバスで約12分



お車でご来場される場合は、「市営小松駅前立体駐車場」をご利用ください。

◎ お 願 い

※上記「株主様指定駐車場」をご利用の場合は、割引券をご用意いたしますので、会場受付にて駐車券をご提示ください。なお、指定駐車場以外のご利用はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

コマニー株式会社

石川県小松市工業団地一丁目93番地 TEL : 0761-21-1144(代)
URL : <https://www.comany.co.jp/>

